

○長野県警察の車両管理に関する訓令

昭和30年3月1日
県警察本部訓令第6号
本部（学校）
警察署

長野県警察の車両管理に関する訓令を次のように定める。

長野県警察の車両管理に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 点検（第13条・第14条）
- 第3章 整備（第15条—第18条）
- 第4章 車両の使用調整（第19条—第23条）
- 第5章 車両維持管理（第24条・第25条）
- 第6章 教養（第26条・第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察車両の管理を強化し、点検と整備を完全に励行することにより、常にその機能を確保し、機動力の充実を期するとともに有事の際の警察活動に備えることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- 車両とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条に定める自動車及び原動機付自転車で、もつばら長野県警察の用に供するものをいう。
- 甲号車両とは、長野県警察本部（以下「本部」という。）警務課に配置してある出動用車両をいう。
- 乙号車両とは、甲号車両以外の車両をいう。
- 甲種点検とは、第4条に定める管理責任者が各車両につき、全県下一単位として又は数警察署を一単位として行う点検をいう。
- 乙種点検とは、管理責任者が、甲種点検以外に行う点検をいう。
- 丙種点検とは、第6条に定める保管責任者が行う点検をいう。
- 日常点検とは、第8条に定める取扱責任者が自己の担当車両について、又は運転者が運行を開始する前に行う日常点検整備をいう。
- 車両の管理とは、次に掲げる事項をいう。
 - ア 車両の使用調整に関する事項
 - イ 車両の点検及び整備に関する事項
 - ウ 車両の付属工具その他付属器具の点検及び整備に関する事項
 - エ 車両燃料の割合及び使用に関する事項
 - オ その他車両の機能確保上必要な事項

（警察車両の色相等）

第3条 警察車両の色相等は、別表のとおりとする。

（管理責任者）

第4条 車両の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、警務部長とする。

2 管理責任者は、長野県警察に所属する車両及び付属用具等の現況を把握し、前条各号に関する企画、

統制及び点検を行い、常に管理の改善に努め、その完ぺきを図らなければならない。

(車両係長及び車両主任)

第5条 管理責任者は、警務課装備係の中から、車両係長及び車両主任を命ずる。

2 車両係長は、管理責任者を補助して、第2条第8号に掲げる車両の管理に関する業務遂行の責に任ずるものとする。

3 車両主任は、車両係長の指揮を受け、車両取扱責任者の技術面の指導を行う。

(保管責任者)

第6条 車両の保管責任者(以下「保管責任者」という。)は、所属長とする。

2 保管責任者は、配置された車両及び付属用具、燃料等の維持管理について、その責任を負わなければならない。

(整備管理者)

第7条 保管責任者は、法第50条に基づく整備管理者を選任しなければならない。

2 整備管理者の服務については、別に定める。

(取扱責任者)

第8条 保管責任者は、車両ごとに車両取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を指定し、車両取扱責任者名簿(様式第1号)に所要事項を記載しておかななければならない。

2 取扱責任者は、担当車両を常時点検整備し、その保全と作用について、直接に責任を負うものとする。

3 取扱責任者には、その車両の運転者を充てることを原則とする。ただし、車両ごとに1名の運転者がいない場合又は特別の事情がある場合は別にこれを命ずることができる。

(運転日誌の記録)

第9条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の10第6号の規定による運転日誌の記録は、自動車使用簿(様式第2号)により行うものとする。

(異動報告)

第10条 保管責任者は、配置されている車両が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するときは、車両データ異動報告書(様式第3号)により、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 配置部門が変更されたとき。
- (2) 固定装備が整備され、又は撤去されたとき。
- (3) 登録番号が変更されたとき。
- (4) 廃車されたとき。

2 保管責任者は、配置されている車両の車検の有効期限が更新されたときは、更新の日から3日以内に、管理責任者に報告しなければならない。

3 保管責任者は、毎月末現在における次の各号に掲げる事項を翌月20日までに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 所属の月間燃料費及びオイル代
- (2) 車両ごとの累積走行距離
- (3) 車両ごとの月間の燃料消費量
- (4) 車両ごとの月間の修繕料
- (5) 車両ごとの月間の主要な修繕箇所

4 保管責任者は、保管中の車両が盗難にあい、流失若しくは焼失し、又は交通事故、天災、火災等により、その耐用年数に重大な影響を及ぼし、若しくは多額の修繕費を要する被害を受けたときは、速やかに車両事故報告書(様式第4号)により、管理責任者に報告しなければならない。ただし、警察職員の受傷及び警察職員による交通事故等の報告要領について(平成7年3月23日例規第9号)の規定による報告がなされているときは、これに代えることができる。

5 保管責任者は、保管中の車両が他の課署へ配置換となつたときは、第2項第2号から第5号までに掲げる事項を、管理責任者に報告しなければならない。

(車庫長)

第11条 本部の自動車車庫の直接取締責任者として車庫長1名を置く。

- 2 車庫長は、本部所属の取扱責任者又は装備係員の中から管理責任者がこれを命ずる。
- 3 車庫長は、車両係長の指揮を受け、各取扱責任者を指導し、車庫内の秩序維持、火災予防、盗難防止などの責に任ずるものとする。

(甲号車両の整備等)

第12条 車両係長は、所属課長の承認を受け、本部勤務の運転者を甲号車両の運転又は整備業務に従事させることができる。

- 2 各課長は、前項の要請があつた場合は、特に支障のない限りこれを承認しなければならない。

第2章 点検

(車両点検)

第13条 車両点検は、次の各号に掲げる基準により実施しなければならない。

- (1) 甲種点検 管理責任者が必要と認めたとき。
- (2) 乙種点検 管理責任者が必要と認めたとき又は保管責任者から請求があつたとき。
- (3) 丙種点検 年2回
- (4) 日常点検 1日1回運行の開始前

- 2 法に基づく定期点検整備を実施したときは、前項第3号の丙種点検に代えることができる。

(点検結果の記録)

第14条 管理責任者が甲種点検若しくは乙種点検を実施したとき又は保管責任者が丙種点検を実施したときは、その結果を車両点検整備記録簿(様式第5号)に記録しておかなければならない。ただし、前条第2項の規定により、丙種点検の実施に代えて法に基づく定期点検整備を実施したときは、この限りでない。

第3章 整備

(通常整備)

第15条 運転者は、車両を使用の都度、洗車、清掃、給油等を行うほか、車両各部を整備調整し、いつでも使用できる状態にしておかなければならない。

(整備計画)

第16条 管理責任者は、各種点検の結果などを勘案し、四半期ごとに車検、定期点検及び臨時整備の計画をたて各保管責任者に通知しなければならない。

(整備の発注)

第17条 保管責任者は、通常整備を除く車検、定期点検、臨時整備その他の整備を、業者に発注することができるものとする。

(修理の事前承認)

第18条 保管責任者は、業者に修理を発注する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理責任者に修理に係る見積書の写しを送付し、承認を受けなければならない。

- (1) 修繕料を配分されている所属において、配分された修繕料に不足額を生ずるとき。
- (2) 交通事故により車両を損傷させ、修理を行うとき。
- (3) 修理金額が5万円を超えるとき。
- (4) 配置された車両が、初年度登録から3年を経過しない間又は累積走行距離が6万キロメートルを超えない間に故障したとき。
- (5) ダイナモ、バッテリー又はセルモーターの交換を必要とするとき。
- (6) 出納員が置かれていない所属の保管責任者が、車両の修理を行うとき。

第4章 車両の使用調整

(使用の規制)

第19条 車両は、警察の用務以外に使用してはならない。

- 2 車両を使用するときは、各保管責任者又は代理者において、行先、用務、時間等を明示し、出勤を命ずるものとする。

(本部配置車両の使用)

第20条 他課の乙号車両を使用する必要がある場合には、まず同一部内の車両を使用し、それによること

ができないときは、部外他課の車両を保管責任者の承認を得て使用することができる。

2 甲号車両を使用しようとするときは、管理責任者に届出をし、使用しなければならない。

3 甲号車両を使用したときは、使用後に車両係長又は車両主任に異常の有無等について報告しなければならない。

(退庁時後の車両使用)

第21条 退庁時後における車両の使用については、総合当直の当直責任者が前条に規定する保管責任者及び管理責任者の業務を、総合当直以外の当直の当直責任者が、第19条に規定する保管責任者の業務を代行し、その責に任ずるものとする。

(運転上の注意事項)

第22条 運転者は、車両の運転にあたっては交通取締法令を守るはもちろん、車両をていねいに取り扱い事故防止と車両保護に努めなければならない。

(使用統制)

第23条 緊急事態発生の場合において一時に多数の車両を要し又は重点的にこれを配車する必要があるときは、全車両の使用統制を行うものとする。

2 前項の場合管理責任者は、統制上必要な事項を速やかに保管責任者に指示しなければならない。

第5章 車両維持管理

(車両維持費の配分)

第24条 管理責任者は、関係課と協議のうえ、四半期ごとに、燃料費、自動車修繕料、タイヤ購入費、消耗品費、自賠責保険料、自動車重量税等の割当額を定め、各保管責任者（燃料費以外の割当額にあつては出納員の置かれている所属の保管責任者）に通知しなければならない。

2 保管責任者は、特別の事情により、前項の割当額に不足を生じたときは、車両維持費特配申請書（様式第6号）により、管理責任者に割当額の追加を求めることができる。

(燃料の節約)

第25条 保管責任者は、燃料の節約に留意し使用の適正を期さねばならない。

2 車両係長は、本部各車両の走行実績を検討し、燃料使用上必要なる指導監督を行うものとする。

第6章 教養

(整備技術の教養)

第26条 管理責任者は、運転者の整備技術の向上を図るため、必要な教養を実施しなければならない。

(一般教養)

第27条 保管責任者は、所属の警察職員に対し車両の整備保全、燃料の節約、火災その他災害の防止等の一般的教養に努め、保管管理の万全を期さなくてはならない。

第7章 雑則

(実施規定)

第28条 この訓令の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、昭和30年3月1日からこれを施行する。

附 則（昭和34年2月15日県警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和34年1月1日から適用する。

附 則（昭和35年3月25日県警察本部訓令第10号抄）

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年11月22日県警察本部訓令第28号）

この訓令は、昭和35年11月22日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年5月1日県警察本部訓令第11号）

1 この訓令は、昭和38年5月1日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年4月9日県警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和41年4月9日から施行する。

附 則（昭和42年4月11日県警察本部訓令第6号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和42年4月11日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年3月24日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年3月12日県警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和46年3月12日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日県警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日県警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日県警察本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年5月8日県警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和50年5月10日から施行する。

附 則 (昭和53年12月27日県警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和56年11月10日県警察本部訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和56年11月10日から施行する。

附 則 (昭和59年3月13日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和59年3月15日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成5年3月30日県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月29日県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日県警察本部訓令第2号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年3月26日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日県警察本部訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日県警察本部訓令第3号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日県警察本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。